

「SAFE コンソーシアム」加盟規約

2022年6月17日制定

2022年6月29日改定

2023年8月1日改定

2024年4月12日改定

1 趣旨

働き方改革関連法の施行から約5年が経過し、「働きやすい職場を作る」ことについての理解が進んできているところですが、本来、「安心・安全に誰もが持続的に活躍できる職場の実現」は日本社会にとって不変の理想・目標です。しかしながら、人生100年時代を迎えた高齢化の進展、産業構造の変化、人手不足感の高まりなどを背景として、転倒・腰痛等の労働災害の増加が続いており、歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。また、企業において人的資本への投資が重要であるという認識は広まってきている一方で、日常生活でも起こりうる転倒・腰痛等防止に取り組むメリット・デメリットがわかりづらく、これら災害防止に取り組む機運の醸成や、企業や労働者の行動変容につながっていない状況にあります。

このような現状を打破するため、ステークホルダーにより「従業員の幸せのための安全アクション Safer Action For Employees (SAFE) コンソーシアム」(以下「SAFE コンソーシアム」といいます。))を組織し、新たな切り口による取組を進めていくものです。

2 加盟基準

- (1) すべての従業員の幸せを願い、転倒・腰痛を始めとした労働災害防止の機運の醸成や企業や労働者の行動変容のためのアクションに取り組む企業、団体であること。
- (2) 長期的かつ継続的に、従業員のための安全活動に取り組む意思があること。
- (3) 加盟団体間での、特設サイトやシンポジウム内における取組内容共有に同意いただけること。
- (4) 取組内容および、コンソーシアムの活動内容について自社ホームページやSNSなどにおいても積極的に公表をおこなうこと。

3 加盟単位

SAFE コンソーシアムは、企業・自治体・業界団体・労働災害防止関係団体等・産業保健関係機関・各種安全衛生関係団体の加盟を基本的な加盟単位としま

す。個人単位の加盟はできません。

企業については、事業所・事務所、工場、サービス、メディア等の単位での加盟も可能とします。

4 加盟申請

- (1) 「SAFE コンソーシアムポータルサイト」内の加盟申請フォームより、基本情報の入力・申請書の提出をすることで加盟申請をおこなうことができます。
- (2) 事務局にて提出内容を確認後、承認された場合加盟が認められます。
- (3) 申請書の記載等から SAFE コンソーシアムの趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、加盟が認められないこともあります。
- (4) 加盟申請フォームでご入力いただいた内容および申請書は加盟申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。

5 メンバーの公表

- (1) 加盟企業等は、SAFE コンソーシアムメンバー（以下「メンバー」といいます。）と呼びます。
- (2) メンバーは、SAFE コンソーシアムポータルサイトで名称を公表します。

6 加盟の取りやめ等

メンバーは、窓口に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも加盟を取りやめることができます。

7 加盟資格の取消

事務局は、メンバーが次のいずれかに該当する場合、加盟資格を取り消すことがあります。

- (1) SAFE コンソーシアムの趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) その他、SAFE コンソーシアムの信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

8 規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。